

教私第1447号

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(様式第1-2) 要件確認申立書 (略)			(様式第1-2) 要件確認申立書 (略)		
申 立 事 項			申 立 事 項		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	法人にあつては罰金の刑、個人にあつては 拘禁刑 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ	7	法人にあつては罰金の刑、個人にあつては 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この要領は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度の事業から適用する。